

シベリア抑留者資料としての身上申告書の制度とその記録機能 —第一復員省期・厚生省期・引揚援護庁期を中心に—

近藤 貴明

(厚生労働行政(援護行政) 研究家)

1章 本稿の課題

さきの大戦に関する一次史料のうち、戦後長い間、資料整備状況が進捗せず、歴史学研究的深化に限界があったものの、米ソ冷戦の終結に伴い、資料整備状況が急速に改善した結果、膨大な数量を獲得することになった一次史料に、いわゆるシベリア抑留者資料がある。1991年4月に来日中のゴルバチョフ大統領からソ連邦抑留中死亡者名簿(38,647人分)の提供を受けて以降、ソ連崩壊後はロシア政府の手により、名簿類・登録文書類を中心に、これまで数回にわたってシベリア抑留者資料が提供され、2016年3月時点で、31種類の死亡者名簿・4種類の登録文書類が厚生労働省から公開されている¹⁾。一方、2000年代に入ると、キリチェンコ(2003年)²⁾・阿部軍治(2005年)³⁾・村山常雄(2007年)⁴⁾・長勢了治(2013年)⁵⁾の著作に代表されるシベリア抑留をテーマとした重厚な研究成果が次々発表されるようになり、シベリア抑留者資料についても、制度の沿革・数的概要・資料的性格の解明が飛躍的に進んだ。特に、阿部と村山はその著作の中で、ソ連内務省がシベリア抑留者個人毎に作成していた登録文書(УЧЕТНОЕ ДЕЙО)の作成過程や資料的性格について詳細に記述し⁶⁾、41項目の記入欄と身体的特徴からなる様式から、当時のソ連当局が、シベリア抑留者の学歴・職歴・軍歴・家族構成等を詳細に把握していたことを明らかにしている。また、村山が『シベリアに逝きし人々を刻す』の元となった約10年間にわたるシベリア抑留中死亡者の調査・公表活動が認められ、2006年に第40回吉川英治文化賞を受賞したことは⁷⁾、シベリア抑留者資料に関する知的関心を世間一般にまで広げる契機となった。

このように近年、シベリア抑留者資料に関する学術的基盤が、ソ連内務省由来のロシア語資料を中心に確立されつつある一方で、戦後初期から日本政府によって収集・保管されてきた日本語資料については、資料論の立場から学術的検証が十分行われたとは必ずしも

いえない状況にある。特に、シベリア抑留帰還者が帰国直後に作成した身上申告書は、終戦時までの軍歴や抑留中の状況が詳細に記載されているきわめて重要な一次史料であるにもかかわらず、新潟県(1972年)⁸⁾と厚生省(1997年)⁹⁾の援護行政史にわずかな記述が認められる程度であり、制度の沿革や周辺資料との関連性など、資料論の視点に立って整理された研究成果は管見の限り確認することはできない。加えて、都道府県全体で約730万人分保管されている陸軍兵籍簿は、旧日本陸軍が制度化した公式の軍用履歴書であるが¹⁰⁾、記録状態が不完全なものが多く¹¹⁾、大多数の兵士がシベリアに抑留された関東軍の各部隊では、終戦時に保有資料のほとんどを喪失していることから¹²⁾、陸軍兵籍簿によるシベリア抑留者の軍歴把握はきわめて困難であるといえる。そのため、身上申告書はシベリア抑留者資料のみならず、陸軍兵籍簿を補完する軍用履歴書としての性格をも有しているといっても過言ではない。

本稿では、この身上申告書について、つぎに挙げる2点から、資料論を展開していく。まず、第一復員省(1945年・1946年)・厚生省(1948年)・引揚援護庁(1951年)がそれぞれ制定した身上申告書に関する根拠規定を詳細にみていくことで、身上申告書の作成方法と様式を整理する。つぎに、身上申告書と他のシベリア抑留者資料の双方に備えられていた記録機能の比較を行う。これらの作業を通じ、身上申告書に備えられていた記録機能構造の全体像とシベリア抑留者資料全体における位置づけを明らかにすることで、シベリア抑留者資料の研究潮流において、主流とは言い難い身上申告書の資料論的理解を深めるとともに、他のシベリア抑留者資料との共通点・相違点を明確にし、身上申告書が持つ歴史的意義・行政学(厚生労働省が所管する援護行政分野)的意義をみいだしてみたい。

2章 第一復員省期における身上申告書の制度

さきの大戦が昭和天皇による玉音放送と米艦ミズーリ号上での降伏文書調印により終結を迎えると、終戦時の総兵力約547万人のうち、国外に派遣されていた兵力約308万人の日本本土への引揚・復員が喫緊の課題となった。これらの課題に対応するため、当時の日本政府は1945年11月末に陸軍省を廃止し、その残務を継承する第一復員省を設置して復員業務を推進するとともに、1946年3月に引揚援護院（厚生省外局）を新設して引揚業務を牽引する体制を整備した。後年、齊藤惣一引揚援護庁長官は「復員及び引揚は、いまだかつて前例のない世界的事業である。これに従事するものにとって、それは未経験の業務であった。この事業は一国のことでありながら、連合国軍の指揮、監督の下に行われた」¹³⁾と総括しているが、さきの大戦では壊滅あるいは終戦後の武装解除で解体された部隊が少なからず生じたことから、本来は組織機能を維持した部隊単位で復員すべきところ、フィリピン派遣部隊（第14方面軍）や中国東北部派遣部隊（関東軍）のように、部隊単位で復員できず、個人単位で復員するケースが相次いだといわれる¹⁴⁾。

終戦直後、国外派遣部隊の復員を円滑に実施するため、陸軍省は「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」（1945年9月10日）¹⁵⁾と「外地部隊留守業務処理要領」（1945年9月23日）¹⁶⁾を制定したが、個人単位による復員を想定して制度設計されていなかったこともあり、既存の要領・細則だけでは十分に対応しきれない事態も生じた。そこで、第一復員省では事態の改善を図るべく、美山要蔵第一復員省文書課長の名で「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」（1945年12月8日）¹⁷⁾を発し、個人単位で復員した兵士については、兵士が携行する一切の陸軍公式書類を収集し、併せて、帰還直後に身上申告書を作成・提出をさせることで、建制を破壊された国外派遣部隊に代わり、第一復員省が主体となって復員業務を担う体制が確立されたのである。

このとき制度化された身上申告書の作成方法と様式はつぎのとおりであるが、そこからは身上申告書が陸軍戦時名簿の代替資料としての性格を持っていたことをみてとることができる。まず、作成方法については、上陸地で兵士自らが身上申告書を2部作成し¹⁸⁾、千葉県千葉市に置かれていた留守業務部と兵士の出身本籍地がある地方世話部に送付、身上申告書を受領したこれらの機関では、身上申告書の記事を元にして、陸軍

から引き継いだ留守名簿や陸軍兵籍の追記作業を行うこととされていた¹⁹⁾。つぎに、身上申告書の様式については、図1に示すとおり、計12項目からなる記入欄が設けられていたが、個々の記録機能に着目して記入欄を類型化してみると、以下に列挙する3類型に分けることができる。すなわち、(1)「個人情報系記入欄」には、兵士本人に関する個人情報（氏名・本籍地・国外出征中の連絡先）を記録する記入欄が該当し、(2)「軍歴情報系記入欄」には、(a) 軍内身分情報（最終階級・進級歴）・(b) 所属部隊情報（部隊正式名称・部隊通称号・終戦時の職名）・(c) 給与情報（最終給与金額・昇給歴・家族への給与送金の有無）・(d) 履歴概要を記録する記入欄がそれぞれ該当する。一方、(3)「復員情報系記入欄」には、個人単位で日本本土へ帰還した際に生じる各種復員情報（上陸時に使用した港湾名・帰還年月日・復員後の連絡先）を記録する記入欄が該当するが、これらは通常の軍用履歴書（陸軍兵籍簿）にはみられない身上申告書特有のものであった。

1945年12月に初めて制度化された身上申告書は、その後、国外派遣部隊が復員した際の留守業務を仔細にわたって定めるべく、復員庁によって制定された「復員留守業務規程」（1946年4月15日）²¹⁾にも継承されることになるが、その作成方法と様式は、「外地部隊留

要 概 / 歴 履	昇 進 給 級	終 戦 時 職 名	連 給 後 先 後	本 籍 地	隊 名	前 所 属 部	名 所 属 部 隊	身 上 申 告 書
	給 与 金 銭 (円) (角)							
		月 日、港 湾	内 地 帰 還 年	住 所 氏 名	留 守 担 当 者	有 無 留 守 宅 渡	官 等 級 氏 名	

出典：第一復員省文書課長美山要蔵「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」（1945年12月8日一復第36号）、『昭和19年12月12日－昭和21年3月17日 諸規定綴（人事関係）』（中央－終戦処理－763）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC15011024200）。

図1 身上申告書（1945年）の様式

守業務処理の件」をより実務に即したものに改めたものであった。具体的に述べれば、身上申告書の作成対象者は、陸軍戦時名簿を携行せず帰還した兵士に限定され、作成部数もそれまでの2部から1部に減らした上で、送付先はそれまでの留守業務部と地方世話部から、兵士が所属していた部隊の残務整理部に一本化された²²⁾。また、様式(図2)については、さきにみた1945年様式(図1)の記入欄に若干の修正を加えた上で²³⁾、「個人情報系記入欄」に分類される受傷罹病歴を記録する記入欄と、「復員情報系記入欄」に分類される帰還兵士の携行品を記録する記入欄の計2項目を追加することで²⁴⁾、さらなる記録機能の拡張を実現していた。

それでは、第一復員省下で制定された身上申告書の制度は、その後目まぐるしく再編を繰り返すことになる復員行政機構の中で、どのような変化を遂げたのであろうか。次章では、厚生省(第一復員局と引揚援護庁)の手によって、制度改正が行われた身上申告書の制度について、記録機能の「強化」と「向上」をキーワードに、資料論を進めていきたい。

3章 厚生省期・引揚援護庁期における 身上申告書の制度

元厚生官僚の佐々木典夫は、退官後に出版した回想録の中で、援護行政を推進する厚生省大臣官房審議官(援護担当)に就任した当手を振り返り、「さきの戦争では310万人という多くの日本人が戦没、あるいは戦災で亡くなっています。ある先輩から聞いた言葉ですが5年間戦争すると、その戦後処理には100年かかると。私は厚生省に入って初めて援護の仕事にかかわったのですが、まさに実感しているところです²⁵⁾」とのエピソードを残しているが、戦後初期において、公的保険・公衆衛生・国民医療・社会事業を管掌していた厚生省に、第一復員省の後継機関である復員庁第一復員局が吸収されたのは、1947年10月15日のことである。その後、厚生省は1948年5月31日に1官房2局6部26課からなる巨大な引揚援護庁を成立させ、厚生省引揚援護局(1954年)—厚生省援護局(1961年)—厚生省社会・援護局(1992年)—厚生労働省社会・援護局(2001年)と機構再編を繰り返しつつ、戦後約70年間にわたって、援護行政の軸を担い続けてきた。第一復員省によって制定された身上申告書の制度は、厚生

欄入記長隊部	要 概 / 歴 履	年 昇 進	ノ 終	連 復	本 籍	部 前	部 所	身 上 申 告 書
		月 給 級	職 名	絡 先	籍 地	隊 所 属	隊 属	
						通 固 称 有 号 名	通 固 称 有 号 名	
		年 傷 物 住 担 留 有 渡 留 生 氏 官 位 役 月 病 携 所 当 留 渡 守 年 氏 官 位 役 日 名 行 所 当 者 守 無 ノ 宅 月 名 等 功 種 (日) 級 級 兵 種						

昭和年月日上陸於上陸地支局

出典：第一復員大臣幣原喜重郎「復員留守業務規程」(1946年4月15日一復第744号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。

図2 身上申告書(1946年)の様式

省の下でさらに改良が加えられ、日本語で作成されたシベリア抑留者資料の中でも、情報量の水準が高い、基礎的資料としての地位を獲得していくことになるが、前章に引き続き、作成方法と様式の視点から、厚生省によって制定された身上申告書の制度をみていきたい。

厚生省から出された「復員留守業務規程中改正の件」(1948年3月27日)²⁶⁾により、新たに改正された身上申告書の様式(図3)について、前章と同じく、記入欄を類型化してみると、(1)「個人情報系記入欄」・(2)「軍歴情報系記入欄」・(3)「復員情報系記入欄」・(4)「抑留情報系記入欄」の4類型に分けることができる。詳細を述べると、まず、(1)「個人情報系記入欄」には、氏名・生年月日・本籍地・国外出征中の連絡先・受傷罹病歴からなる兵士本人に関する個人情報を記録する記入欄が該当する。つぎに、(2)「軍歴情報系記入欄」には、(a) 軍内身分情報(最終階級・役種・兵

種・進級歴・将校の出身期・現地応召の有無)・(b) 所属部隊情報(部隊正式名称・部隊通称号・部隊長情報・駐屯地・終戦時の職務)・(c) 給与情報(最終給与金額・昇給歴・家族への給与送金の有無)・(d) 履歴概要の4部門からなる記入欄が該当し、いずれも陸軍戦時名簿の記録機能に準じるものであった。続いて、(3)「復員情報系記入欄」には、引揚船名・引揚船内の編成区分・上陸年月日・上陸地支局名・復員後の連絡先・帰還時の携行品からなる記入欄、(4)「抑留情報系記入欄」には、収容所名・抑留中の履歴概要からなる記入欄がそれぞれ該当するが²⁷⁾、そこからは、シベリア抑留に特化した記録機能を新たに追加することで、1946年様式の「強化」を目指していたことがみとれる。

この1948年様式を骨格として、シベリア抑留関連の項目を大幅に追加し、従来の身上申告書に備えられていた記録機能を著しく「向上」させたものが、引揚援

年 月 日		昭和18年以降ノ行動(履歴)ノ概要														名船		
年 月 日		昭和18年以降ノ行動(履歴)ノ概要														名船		
年 月 日		昭和18年以降ノ行動(履歴)ノ概要														名船		
年月日		月及昇進 日年給級	ノ 職務	終 戦時	連絡先 復員後	本籍地	隊 部	属 所	前 所	隊 部	属 所 (時 戦 終)	通 称 号	固 有 名	官 氏 名	部 隊 長	通 称 号	固 有 名	身 上 申 告 書 昭 和 年 月 日 上 陸 於 上 陸 地 支 局
年月日		年及傷 月病名	携 行 書 類	氏 統 ノ 住 所	留 守 担 当 者	夕 取 寄 所 名	最 モ 長 ク 居 る	(給 額 ノ ミ)	生 身 期 別	生 年 月 日	フ リ ガ ナ	官 等 級	兵 種	役 種	無有ノ(營入)召応地現			

出典:厚生省第一復員局長「復員留守業務規程中改正の件」(1948年3月27日一復第1922号)、『自昭和22年7月14日第1256号至昭和23年4月6日第1943号一復発綴(一般庶務事項、法規法令、業務報告、復員関係機構と業務)』(中央一終戦処理-754)、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC15010978900)。

図3 身上申告書(1948年)の様式

きた身上申告書の制度的変遷を俯瞰してみると、制度創設当初は陸軍戦時名簿の記録機能を踏襲したに過ぎなかったものが、1948年以降、厚生省と引揚援護庁によって記録機能の大幅な強化が図られたことで、身上申告書がシベリア抑留帰還者の履歴究明を目的とするものに変化を遂げていったことがわかる。「復員業務規程」の制定により、1951年様式が確立されてまもない1951年4月、宮崎太一引揚援護庁長官が庁内職員に対して行った訓示の中で、「戦争の末期において、満州にソ連が介入して来たため混乱に陥り、資料が散逸して持つべき資料がなく、或いは部隊の指導者が戦死したり、ら致されたりして中心を失ったため、今日にいたるも無資料の状態、未だ消息の知れないものが数万に上がりました³¹⁾」と述べているように、戦後5年以上経ても、シベリアへ移送された関東軍兵士に関する履歴書類は皆無の状態であった。この状況を克服するため、引揚援護庁は1948年頃から未帰還者調査体制を立ち上げ、国外派遣部隊に所属したまま、終戦直後に消息を絶った兵士等を把握するための大規模な身上調査を数回にわたって行っているが、帰還直後の兵士から綿密に情報を収集できる身上申告書は、未帰還者調査で作成された膨大な資料群の中でも、主要資料に位置づけられるものであった。1945年様式（第一復員省）—1946年様式（第一復員省）—1948年様式（厚生省）—1951年様式（引揚援護庁）へと連なる身上申告書の記録機能強化は、未帰還者調査体制の中で、シベリア抑留者調査が中核を占めるようになっていった事実をよく表しているといえよう。

4章 他のシベリア抑留者資料との比較にみる 身上申告書の記録機能

これまで本稿では、復員行政機構が制定した根拠規定を手掛かりに、身上申告書の作成方法と様式について整理を行い、そこから、身上申告書の記録機能が次第に強化されるにつれ、身上申告書が陸軍戦時名簿の代替資料から、シベリア抑留者資料へとその資料的性格を変化させていった過程をみてきた。それでは、シベリア抑留帰還者に関する豊富な履歴情報を収める身上申告書と、他のシベリア抑留者資料との間において、その記録機能にどのような共通点・相違点が存在するのであろうか。本章では、身上申告書の中でも、シベリア抑留関連の記録機能が最も充実している1951年様式と、比較対象資料として選定した日本語資料3点（留守名簿・除隊召集解除者連名簿・ソ連地区未帰還者部

隊別連名簿）と、ロシア語資料1点（登録文書）の双方に備えられていた記録機能を比較することで、身上申告書が持つ記録機能構造の全体像を明らかにしていきたい。

なお、本稿で取り扱う比較対象資料について、さきに挙げた日本語資料3点の選定基準と選定理由はつぎのとおりである。まず、選定基準については、身上申告書（1951年様式）とほぼ同時期に作成された復員行政資料であることを条件とした。つぎに、選定理由を具体的に挙げると、（1）留守名簿については、引揚援護庁がシベリア抑留関連情報（抑留死や日本本土帰還）を逐次追記しており³²⁾、戦後初期における総合的なシベリア抑留者名簿としての役割を果たしていたこと、（2）除隊召集解除者連名簿については、日本本土に帰還した兵士の除隊年月日を記録した名簿であり³³⁾、事実上のシベリア抑留帰還者名簿として機能していたこと、（3）ソ連地区未帰還者部隊別連名簿については、シベリアへ移送されたまま消息不明となった関東軍兵士の全貌を把握するため、復員庁（1947年1月）と厚生省（1947年11月）が2度にわたって実施した調査結果を取りまとめた全国名簿であり³⁴⁾、戦後になって初めて成立したシベリア抑留未帰還者名簿として特筆すべきものであった。また、ロシア語資料である登録文書については、厚生労働省保管の未刊行のものを³⁵⁾、対訳にあたっては、厚生労働省の日本語訳を基準としつつ、阿部（2005年）³⁶⁾と村山（2007年）³⁷⁾の日本語訳も適宜参考にした。

身上申告書と比較対象資料のそれぞれが持つ記録機能用途別に振り分けたものが図5（左側）であるが、共通点と相違点をそれぞれ類型化してみると、（1）すべてのシベリア抑留者資料に共通する記録機能、（2）すべての日本語資料に共通する記録機能、（3）身上申告書と留守名簿のみに共通する記録機能、（4）身上申告書と登録文書のみに共通する記録機能、（5）身上申告書のみにみられる記録機能の5類型に大別することができる。順を追って述べると、まず、（1）すべてのシベリア抑留者資料に共通する記録機能には、(a) 氏名、(b) 本籍地、(c) 家族情報、(d) 兵種、(e) 終戦時の所属部隊の計5項目を挙げることができるが、これらの記録機能の中には、膨大な数に上るシベリア抑留者資料の中から、抑留者個人を識別・検索するために必要な個人情報が含まれていた。つぎに、（2）すべての日本語資料に共通する記録機能には、(f) 上陸帰還情報と (g) 官等級の2項目を挙げることができるが、これら資料の由来をみると、いずれも

シベリア抑留者資料に備えられていた記録機能(用途別)

シベリア抑留者資料を用いた軍歴の再現(シベリア抑留期間中を含む)

シベリア抑留者資料に備えられていた記録機能の詳細	シベリア抑留者資料名					年月日	軍歴(部隊転属編入歴・移動経過等)	シベリア抑留者資料名				
	身上申告書 ⁱ⁾	留守名簿 ⁱⁱ⁾	除解名簿 ⁱⁱⁱ⁾ *	復七名簿 ^{iv)} **	登録文書 ^{v)}			身上申告書	留守名簿	除解名簿	復七名簿	登録文書
(a) 氏名	○	○	○	○	○	1944年12月10日	現役兵として歩兵第117連隊補充隊に入営	○				○
(b) 本籍地	○	○	○	○	○	12月10日	陸軍二等兵					
(c) 家族情報(父母等の氏名・続柄・住所)	○	○	○	○	○	1945年1月21日	満州国錦州省錦県着					
(d) 兵種	○	○	○	○	○	1月21日	歩兵第242連隊に転属					
(e) 終戦時の所属部隊	○	○	○	○	○	6月20日	陸軍一等兵	○	○			
(f) 上陸帰還情報(上陸(復員)年月日・上陸地)	○	○	○	○	○	8月16日	錦県出発					
(g) 官等級	○	○	○	○	○	8月17日	奉天省遼陽着					
(h) 終戦時の前所属部隊	○	○				8月20日	遼陽においてソ連軍により武装解除					
(i) 給与額	○	○				8月25日	遼陽出発					
(j) 入隊年月日	○				○	9月7日	奉天省海城着					
(k) 武装解除情報(武装解除年月日とその場所)	○				○	9月7日	海城第12作業大隊に編入					
(l) シベリア抑留中における収容所移動経過	○				○	11月9日	海城出発、以後入「ソ」	○				○
(m) 終戦時の職名(下士官以上が対象)	○					11月26日	イルクーツク第7収容所に収容					
(n) 終戦時までの軍歴	○					1947年5月10日	ハバロフスク第2収容所に移動					
(o) 終戦前後における所属部隊の解散状況	○					1948年5月22日	ナホトカ港出港					
(p) 終戦時からシベリア抑留中にかけての医療施設状況	○					5月28日	舞鶴港上陸	○	○	○	○	
						5月28日	復員					

注:* 「除解名簿」は除隊召集解除者連名簿の略称である。

** 「復七名簿」はソ連地区未帰還者部隊別連名簿の通称である。

*** 本図で例示した山田太郎(仮名)の軍歴は実在しないものである。なお、軍歴の例示にあたっては、第一復員省作成の『補充担任部隊別外地部隊集成表』(1946年1月)と厚生省援護局作成の『陸軍北方部隊略歴』(1963年3月)を参考にした。

- 出典: i) 引揚援護庁長官宮崎太一「復員業務規程」(1951年3月5日引揚援護庁訓第1号・引揚援護庁発総第115号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。
- ii) 陸軍大臣杉山元「留守業務規程」(1944年11月30日陸軍普第1435号)、『留守業務規程』(沖台一沖繩-258)、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(内閣府沖繩振興局沖繩戦関係資料閲覧室B03-4-107)、拙稿「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録—工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の制度的概略と戦後の残存状況」、『大原社会問題研究所雑誌』第638号、2011年、24~26頁、拙稿「陸軍人事資料制度にみる沖繩県所管の陸軍戦時名簿(陸軍兵籍簿)の概観とその由来—陸軍省制定の「留守業務規程」と沖繩戦・終戦前後の混乱が与えた現存への影響—」、『沖繩県公文書館研究紀要』第17号、2015年、49~51頁、仲本和彦「沖繩戦に関する新資料の紹介—援護業務関係文書を中心に—」、『沖繩県公文書館研究紀要』第18号、2016年、12頁。
- iii) 陸軍大臣下村定「外地部隊留守業務処理要領」(1945年9月23日陸軍普第1880号)、『帝国陸軍(外地部隊)復員実施要領細則』(満州—朝鮮—38)防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC13070031200)、第一復員大臣幣原喜重郎「復員留守業務規程」(1946年4月15日一復第744号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵、前掲「復員業務規程」。
- iv) 復員庁総裁幣原喜重郎「ソ」連地区未帰還者の状況調査の件達」(1947年1月23日復第7号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵、厚生省第一復員局長「ソ」連地区未帰還者部隊別連名簿の調製について」(1947年11月4日一復第1522号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。
- v) ソビエト社会主義共和国連邦内務省捕虜ならびに抑留者業務総局「登録文書(УЧЕТНОЕ ДЕЛО)」、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵、阿部軍治『シベリア強制抑留の実態—一日ソ両国資料からの検証—』、彩流社、2005年、36~45頁、村山常雄『シベリアに逝きし人々を刻す—ソ連抑留中死亡者名簿—』、私家版、2007年、1020~1029頁、村山常雄『シベリアに逝きし46300名を刻む—ソ連抑留死亡者名簿をつくる—』、七つ森書館、2009年、228~237頁。
- vi) 第一復員省『補充担任部隊別外地部隊集成表』(中央—軍事行政—編制—217)、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC12121124200)、厚生省援護局『陸軍北方部隊略歴(その2)』(中央—部隊歴史—全般—29)、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC12122426100)。なお、歩兵第117連隊補充隊については、『補充担任部隊別外地部隊集成表』中の「弘前師管区」(C12121124700)、歩兵第242連隊については、『陸軍北方部隊略歴(その2)』中の「歩兵第242連隊略歴」436~436頁の6(C12122427200)を参考にした。

図5 他のシベリア抑留者資料との比較にみる身上申告書の記録機能

大戦末期から戦後初期にかけて、相次いで制度化された陸軍行政資料と復員行政資料であったことから、配列された記録機能についても、同質化する傾向にあったとみることができる。この傾向は、(3) 身上申告書と留守名簿のみに共通する記録機能についても同様であり、(h) 終戦時の前所属部隊と (i) 給与額の2項目は、陸軍行政資料である陸軍戦時名簿の記録機能に由来するものとみることができよう。

(4) 身上申告書と登録文書のみに共通する記録機能には、(j) 入隊年月日、(k) 武装解除情報、(l) シベリア抑留中における収容所移動経過の計3項目を挙げることができるが、これらはシベリア抑留期間中の状況を把握する上で必要不可欠な情報であった。すなわち、身上申告書(1951年様式)の場合、武装解除—作業大隊編入—収容所移動経過について、シベリア抑留帰還者自身が設問に回答する形で記入するものであり、一方、登録文書の場合は、ソ連当局の担当官が収容所移動経過を逐次記入するものであったことから³⁸⁾、身上申告書はシベリア抑留者の視点、登録文書は抑留者を管理するソ連当局の視点から作成・成立した資料であるといえる。特に、登録文書については、その独特の記録機能、すなわち、民族的特徴・思想信条・民間経歴・栄典刑罰歴・ソ連入国歴・父親の社会的地位など、兵士の市民生活や思想傾向の収集を重視した様式を採用しており³⁹⁾、軍用履歴書である陸軍戦時名簿の記録機能を継承した身上申告書と比較して、ソ連当局が作成した登録文書は民間経歴・軍歴を包括的に記録する総合履歴書であった点は注目に値するといえよう。

最後に、(5) 身上申告書のみにみられる記録機能は、(m) 終戦時の職名、(n) 終戦時までの軍歴、(o) 終戦前後における所属部隊の解散状況、(p) 終戦時からシベリア抑留中にかけての医療施設状況の計4項目であるが、これらの情報はいずれも関東軍兵士のみが知り得る軍事情報であり、終戦前後に関東軍の各部隊が置かれた状況を把握する上で、きわめて有用な情報源であった。

このように、日本語とロシア語で作成されたシベリア抑留者資料を、その記録機能に着目して比較してみると、連名簿形式(留守名簿・除隊召集解除者連名簿・ソ連地区未帰還者部隊別連名簿)と履歴書形式(身上申告書・登録文書)とで情報量に明らかな差があるものの、それぞれの資料が備える特徴的な記録機能を活用することで、シベリア抑留帰還者の大戦末期から日本へ帰還するまでの軍歴を再現することが可能であ

る。図5(右側)は、シベリア抑留から帰還した山田太郎(仮名)の軍歴を例示したものであるが、(1) 入隊年月日を資料2点(身上申告書・登録文書)、(2) 入隊後—終戦までの軍歴を資料2点(身上申告書・留守名簿)、(3) ソ連軍による武装解除—収容所移動経過を資料2点(身上申告書・登録文書)、(4) 上陸帰還—復員年月日を資料4点(身上申告書・留守名簿・除隊召集解除者連名簿・ソ連地区未帰還者部隊別連名簿)から抜き出すことで、「戦地における陸軍兵籍」とも称される陸軍戦時名簿⁴⁰⁾を欠いていても、精度の高い軍歴を再現することが可能であることを示しているといえる。同時に、戦後初期に制度化されたものであるにもかかわらず、身上申告書(1951年様式)がロシア語資料である登録文書にも劣らない情報収集能力を獲得していた点は、引揚援護庁が主導する未帰還者調査資料群の精度の高さを改めて認識させるものといえよう。

2011年から2015年にかけて、厚生労働省は保管する援護行政資料のうち、歴史資料として重要なものについては、原本を国立公文書館へ移管する事業を進めてきたが、本稿が対象とする身上申告書(約3,780冊)についても、戦後70年にあたる2015年までに、厚生労働省から国立公文書館への移管を完了している⁴¹⁾。その一方で、身上申告書の1945年様式や1951年様式のように、上陸地で作成された身上申告書が都道府県(世話課)に直送されたものも相当数あり、厚生労働省によれば、全国の都道府県には約49万人分の身上申告書が保管されているといわれる⁴²⁾。2000年代に入って以降、シベリア抑留に関する重要な研究が次々と現れたことはさきに述べたとおりであるが、それと並行して、シベリア抑留研究の最新動向を伝える論文もいくつか発表されており、その中でも、小林昭菜(2010年)⁴³⁾と富田武(2014年)⁴⁴⁾の論文は、日ロ両国の研究成果を研究手法や一次史料の使用効果をよく整理して紹介している。これら一連の論文の中において、ロシア政府保管のシベリア抑留者資料の学術利用状況とその使用効果が詳細に語られているが、他方、日本政府保管のシベリア抑留者資料については、細部にわたって言及されていないといえなくもない。

本稿では、シベリア抑留者資料の一部である身上申告書について、その記録機能に焦点を絞り、作成方法・様式・他のシベリア抑留者資料の記録機能との比較を通じ、資料論を展開してきた。そこからは、身上申告書が第一復員省によって応急的に編み出されたのち、厚生省や引揚援護庁によって逐次記録機能を強化さ

れ、現在ではシベリア抑留者の軍歴を再現する上で、必要不可欠な援護行政資料としての地位を獲得したことが明らかとなった。しかしながら、その一方で、援護行政資料の体系下における位置づけ等、資料論の立場から解明されなければならない課題もいまだ多く残っているといえる。2015年に舞鶴引揚記念館が収蔵するシベリア抑留者資料570点がユネスコ世界記憶遺産に登録されたことは記憶に新しいところであるが⁴⁵⁾、その他にも、バウムリノフによるソ連カザフスタン内務省が保有していたシベリア抑留者資料の資料紹介(2014年)⁴⁶⁾など、近年、国内のみならず国外においても、シベリア抑留者資料はグローバルな視点から注目されつつある。このような状況から鑑みても、身上申告書をはじめとして、日本政府が保管するシベリア抑留者資料（日本語資料）全般について、資料論の視点に立った、精度の高い学術的検証が改めて必要とされてきているのではないだろうか。

【注】

- 1) 厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室「ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料一覧」、<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/soren/itiran/index.html> (2016年9月22日閲覧)。
- 2) アレクセイ・アレクセーヴィチ・キリチェンコ編『シベリア抑留死亡者名簿』、東北大学東北アジア研究センター、2003年。
- 3) 阿部軍治『シベリア強制抑留の実態—日ソ両国資料からの検証—』、彩流社、2005年。
- 4) 村山常雄『シベリアに逝きし人々を刻す—ソ連抑留中死亡者名簿—』、私家版、2007年。
- 5) 長勢了治『シベリア抑留全史』、原書房、2013年。
- 6) 前掲『シベリア強制抑留の実態』36～45頁、前掲『シベリアに逝きし人々を刻す』、1020～1029頁。
- 7) 吉川英治国民文化振興会（講談社ホームページ内）「吉川英治文化賞」、<http://www.kodansha.co.jp/about/nextgeneration/archive/22289> (2016年9月22日閲覧)。
- 8) 新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』、新潟県、1972年、115～116、398～399頁。
- 9) 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』、ぎょうせい、1997年、161頁。
- 10) 陸軍兵籍簿の制度については、以下の拙稿を参照されたい。拙稿「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来—陸軍省制定の「留守業務規程」と沖縄戦・終戦前後の混乱が与えた現存への影響—」『沖縄県公文書館研究紀要』第17号、2015年、46～49頁、拙稿「終戦前後における陸軍兵籍簿滅失の原因とその類型化—連隊区司令部における陸軍兵籍簿の大量焼却のケースを中心に—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第17号、2016年、55～58頁。
- 11) 厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』、厚生省、1977年、458頁、前掲『援護50年史』、274頁。
- 12) 前掲『引揚げと援護30年の歩み』、60頁、前掲『援護50年史』17頁。
- 13) 厚生省編『引揚援護の記録』、クレス出版、2000年、1頁(引揚援護庁編『引揚援護の記録』、引揚援護庁、1950年の複製版)。
- 14) 前掲『引揚げと援護30年の歩み』、57、60頁、前掲『援護50年史』、15、17頁。
- 15) 陸軍大臣「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」（1945年9月10日陸密第5908号）、前掲『援護50年史』、481～482頁。
- 16) 陸軍大臣下村定「外地部隊留守業務処理要領」（1945年9月23日陸普第1880号）『帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則』（満州—朝鮮—38）、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC13070031200）。
- 17) 第一復員省文書課長美山要蔵「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」（1945年12月8日一復第36号）『昭和19年12月12日—昭和21年3月17日 諸規定綴（人事関係）』（中央—終戦処理—763）、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC15011024200）。
- 18) 前掲「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」の別紙第2号（帰還軍人等自らが調製・提出する書類）による。なお、上陸地で行われた検診で、マラリアや結核等の疾病により入院措置決定が下された兵士については、その兵士の護送者が身上申告書を代筆することとされていた。
- 19) 前掲「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」の別紙第3号（帰還軍人等自らが調製・提出した書類の処理）による。
- 20) 前掲「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」の別紙様式第1（身上申告書の様式および調製上の注意）による。
- 21) 第一復員大臣幣原喜重郎「復員留守業務規程」（1946年4月15日一復第744号）、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。
- 22) 前掲「復員留守業務規程」の第11条（建制を維持せず帰還する部隊の軍人等の掌握）第1号（上陸地支局長の処理）による。

- 23) 具体的には、1945年様式で既設の記入欄のうち、「軍歴情報系記入欄」の給与情報である最終給与金額を削除し、軍内身分情報の拡充(役種・兵種・叙位叙勲歴)を行う一方、「復員情報系記入欄」にある上陸時に使用した港湾名と帰還年月日を記録する記入欄を欄外に移動させる措置を講じていた。
- 24) 前掲「復員留守業務規程」の様式第2(身上申告書の様式および調製上の注意)による。
- 25) 佐々木典夫『私の厚生行政—霞が関での36年のあゆみ—』、中央法規出版、2003年、174頁。
- 26) 厚生省第一復員局長「復員留守業務規程中改正の件」(1948年3月27日一復第1922号)『自昭和22年7月14日第1256号至昭和23年4月6日第1943号 一復発綴(一般庶務事項、法規法令、業務報告、復員関係機構と業務)』(中央—終戦処理—754)、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC15010978900)。
- 27) 前掲「復員留守業務規程中改正の件」の様式第2(身上申告書の様式および調製上の注意)による。
- 28) 引揚援護庁長官宮崎太一「復員業務規程」(1951年3月5日引揚援護庁訓第1号・引揚援護庁発給第115号)、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。
- 29) 前掲「復員業務規程」の第11条(復員部所在地に帰還する者の取扱)第1号(帰還した軍人等が調製提出する書類)による。
- 30) 前掲「復員業務規程」の附表第1その2(入所した者の身上申告書の様式および調製上の注意)による。
- 31) 田辺繁雄「『戦没者遺族援護』と宮崎さん」、宮崎さんの思い出刊行会編『宮崎さんの思い出』、宮崎さんの思い出刊行会、1956年、215頁。
- 32) 引揚援護庁では保管する留守名簿について、「復員留守業務規程」と後継規定である「復員業務規程」に基づき、兵士の最終履歴の整理(戦病死・戦死認定・死亡認定・生死不明・現地残置・戦犯抑留・内地還送)を行っていた。なお、条文の詳細については、前掲「復員留守業務規程」の第9条(復員部隊による留守名簿の整理)および第10条(残務整理部長による留守名簿の補修整備)、前掲「復員業務規程」の第8条(留守名簿の整理)を参照されたい。
- 33) 除隊召集解除者連名簿の制定条文については、前掲「外地部隊留守業務処理要領」の第4号の5(復員完結時の書類提出)および様式第5(除隊召集解除者連名簿の様式および調製上の注意)を参照。留守名簿と同じく、除隊召集解除者連名簿も陸軍行政資料から復員行政資料への転換が行われ、前掲「復員留守業務規程」の第30条(除隊召集解除者連名簿の調製)と様式第10(除隊召集解除者連名簿の様式および調製上の注意)、前掲「復員業務規程」の第11条(復員部所在地に帰還する者の取扱)第8号(将校名簿・除隊召集解除者連名簿・復員人名表の提出)と附表第4(除隊召集解除者連名簿の様式および調製上の注意)によって制度の存続が図られた。
- 34) 前掲『新潟県終戦処理の記録』、111、400頁、前掲『援護50年史』、161頁。
- 35) 本稿では、2013年4月17日に筆者が厚生労働省から提供を受けた登録文書(УЧЕТНОЕ ДЕЛО)を使用した。
- 36) 前掲『シベリア強制抑留の実態』、36~45頁。
- 37) 前掲『シベリアに逝きし人々を刻す』、1020~1029頁。
- 38) ソ連当局と登録文書の関わりについて、阿部軍治はその著書の中で、シベリア抑留経験者である片山清次(関東軍第126師団輜重隊)の証言を引用する形で、「印刷された用紙に姓名、生年月日、出生地、入隊までの住所、職業、学歴、軍隊での階級、本人の身長、体格、毛髪の色など、詳細な調査事項が通訳を介してソ連側の将校によって20~30分聞きただされ、書き込まれたのであった」と述べている。一方、片山と同じくシベリア抑留の経験を持つ村山常雄(関東軍機動第3連隊)は、1999年に自らについて書かれた登録文書のコピーを入手した時の感想を、「初めてこのファイルを目の当たりにし、その実在を突きつけられたとき、私はまさに仰天の思いであった。移送され、初めての収容所(分所)入りして間もなく、聞き取り調査のようなものを受けた記憶はうすうすあるが、それがこのような規定書式による詳細な記録として作成・整理され、しかも半世紀にわたり保存・管理されていたなどとはとても信じきれない。〔中略〕個人に関するこのような記録があるなどとは思ってもよらぬことであった。しかし驚くべし、それが現に存在したのである」と書き残している。前掲『シベリア強制抑留の実態』、202頁、前掲『シベリアに逝きし人々を刻す』、961~962頁、村山常雄『シベリアに逝きし46300名を刻む—ソ連抑留死亡者名簿をつくる—』、七つ森書館、2009年、95~96頁。
- 39) 詳細については、登録文書の様式中にある記入欄番号(7~15、32~40)および欄外(人物描写・特徴)を参照されたい。
- 40) 前掲「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿(陸軍兵籍簿)の概観とその由来」、48頁。
- 41) 厚生労働省社会・援護局援護・業務課援護情報管理室「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryuu_ikan/index.html(2016年9月22日閲覧)。国立公文書館への援護行政資料移管に関する厚生労働省の考え方については以下を参照。厚生労働省社会・援護局業務課「戦没者等援護関係の資料の移管

等について」、http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/dl/pr220319.pdf（2016年9月22日閲覧）、拙稿「地方世話部の設置・解消と地方自治法附則第10条の成立—都道府県援護行政部局の由来と援護行政事務における陸軍人事資料の運用上の課題—」『季刊行政管理研究』第138号、2012年、54～55頁。

- 42) 筆者の照会に対する厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室の回答（2016年6月15日）。
- 43) 小林昭菜「「シベリア抑留」研究の現状と課題—日露の先行研究から—」『異文化』論文編第11号、2010年、267～285頁。
- 44) 富田武「抑留研究の成果と今後の課題」『アジア太平洋研究』2014年特別号、2014年、57～65頁。
- 45) 舞鶴市産業振興部舞鶴引揚記念館「舞鶴引揚記念館収蔵資料がユネスコ世界記憶遺産に登録されました」、<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kankou/0000001474.html>（2016年9月22日閲覧）。世界記憶遺産に登録されたシベリア抑留者資料570点の内訳と資料解説については、同ホームページ内の「登録資料リスト」と「主な資料の概要」を参照されたい。
- 46) ジャンボラート・バイムリノフ「日ソ戦争の日本人捕虜に関する公文書」前掲『アジア太平洋研究』、17～19頁。

《謝辞》

本稿を執筆するにあたり、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室には、2013年と2016年の2度にわたって、「復員留守業務規程」や「復員業務規程」等の所蔵資料の閲覧・提供で大変お世話になった。記して厚くお礼申し上げる。